

あなたのフィールドへ。海老名市

海老名みみのり債を発行

初の住民参加型市場公募債

2月15日応募受付開始

市では、初の住民参加型市場公募債「海老名みみのり債」を発行し、2月15日に応募受付を開始します。これは、地方分権に伴い、市の責任で資金調達を図るとともに、市民のみなさんの市政への参加意識の高揚を

図ることを目的としています。この名称は、地方債の発行を将来への投資と考え、市が、より一層「みみのり」のある都市になるように願って、名づけたものです。なお、お預かりした資金は、公共施設の整備に役立

市では、年金受給者または給与所得者で還付申告者（医療費・住宅借入金等特別控除や年末調整など）を対象に、確定申告書の作成指導を行います。

▽受付日時 1月30日(金)～2月2日(金)の9時～11時(受付が20人を超えた場合は午後へ)、13時～15時30分 ※混雑時は時間変更・入場制限を行います
▽会場 市役所401会議室
▽持参するもの 表1のとおり

●ご注意ください

市役所会場では、営業等の事業・農業・不動産・譲渡所得のある方、分離課税用・損失申告用の申告書を使用する申告や、青色申告の相談は行いません。大和税務署で手続きしてください。

〔海老名みみのり債・発行の概要〕

(1) 名称	第1回海老名市公募公債「海老名みみのり債」
(2) 発行総額	3億円(応募多数の場合は抽選)
(3) 発行日	4月27日(金)
(4) 応募期間	2月15日(金)～3月16日(金)
(5) 償還期限	5年(満期一括償還)
(6) 利率	未定(条件決定日直前の国債の利回りを勘案して決定)
(7) 発行対象	市内在住・20歳以上の個人
(8) 購入限度額	1人300万円(10万円単位で300万円まで)
(9) 利払い日	毎年4月27日・10月27日(=年2回、休日の場合は前日)
(10) 取扱金融機関	スルガ銀行(1億6000万円) 横浜銀行(1億4000万円)

確定申告書の作成指導します

1月30日～2月2日 市役所で

市役所 市民税課 (☎235・8594)

国税庁HPご活用を

プリントアウトした申告書で提出できます

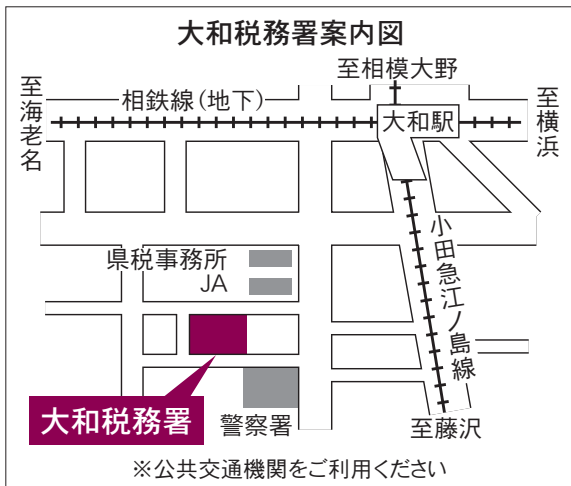
税務署では、納税者本人が確定申告書を記入(作成)する「自書申告」を推進しています。申告の方法などを分かりやすく説明した冊子「確定申告書の引き」

を配布していますので、ご利用ください。また、国税庁ホームページ内の「所得税の確定申告書作成コーナー」では、申告書の作成(検算も可)が

できる上、プリントアウトした申告書はそのまま提出できます。詳しくは、ホームページ(☎http://www.nta.go.jp)を参照してください。

〔表1〕作成指導に持参するもの

- ①印鑑
- ②源泉徴収票(原本)
- ③社会保険料の年間納入額(国民年金は納付証明の添付が必要)
- ④生命・損害保険など各種控除証明書(年末調整分を除く)
- ⑤医療費控除の場合
…領収書(あらかじめ集計したもの)と高額療養費、分べん費など医療費の補てんを受けた金額の分かるもの
- ⑥住宅借入金等特別控除の場合
…土地、建物の登記簿謄本・抄本(登記事項証明書)、請負や売買契約書の写し、住民票(今年1月1日以降発行)、住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書。増改築等の場合は、建築確認通知書の写しもしくは検査済証の写し、または建築士から交付を受けた増改築等工事証明書
- ⑦申告者自身の銀行口座番号
- ⑧申告書が郵送された方は、その用紙
- ⑨筆記用具、計算用具



大和税務署個人課税第一部門 (☎262・9240)

所得税の還付申告 大和税務署で受付中

大和税務署では、今月から給与所得者や年金受給者で、医療費控除・住宅借入金等特別控除などを受け取る方や、昨年会社を中途退職し年末調整をしていない方などを対象に、還付申告を受け付けています。2月16日(金)からの確定申告期間中は大変混雑しますので、お早めに。

(1) 医療費控除

本人または家族の病気治療や出産などに支払った1年間の医療費の総額から、保険や給付金などで補てんされる額を差し引いた金額が10万円(所得が200万円未満の場合は所得の5%)を超えたときは、その超えた額が医療費控除額となります(限度額200万円)。これを諸控除(扶養控除など)に加算して、所得税額を算出し、年末調整等された所得税額との差額がある場合は、還付されます。

(2) 住宅借入金等特別控除

住宅ローンなどを利用した住宅の購入や、増改築などを行った場合で、一定の要件を満たしたときは、居住した年から10年間、税額控除が受けられます。これは、銀行などの金融機関や住宅金融公庫などの公的機関から借り入れた住宅ローンの年末残高に応じた額が、所得税額から控除され、税額が軽減されるものです。なお、この控除は19年度の市・県民税には適用されません。

(1)・(2)とも詳細は、税務署へご相談ください。

所得税・消費税・贈与税の申告書提出も

大和税務署へ

所得税の申告期間は2月16日～3月15日……

- | | | | |
|----------|-------------------------|-----------|--|
| (1) 申告期間 | ▽所得税: 2月16日(金)～3月15日(金) | (3) 提出の方法 | 申告書などの提出は、直接または郵送で大和税務署(〒242-1856 大和市中中央5-14-22)へ。 |
| (2) 申告用紙 | ▽贈与税: 2月1日(日)～3月15日(金) | | なお、閉署日と、時間外に提出する場合は、税務署入口に設置の「時間外文書収受箱」に投函してください。市役所への郵送による提出や、申告期間以外の提出はできませんのでご注意ください。 |

……用紙は1月下旬から市役所でも配布

大和税務署では、2月18日・25日(日)に、申告相談と申告書の受付を行います(両日とも、電話による相談は行いません)。